

令和 3 年 8 月 2 日

定期監査結果に基づく措置について（公表）

令和 3 年 6 月 4 日付けで公表した令和 2 年度定期監査結果に基づき、大館市長より措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

【令和2年度定期監査に関する措置状況(令和3年8月2日公表)】

所管課		留意指摘事項	措置内容	(所管課) 措置通知日
市 長 事 務 部 局	田代 総合支所	(工事・修繕等契約状況について) 予定価格調書について、契約締結伺の原議書に封入用の封筒は添付されているものの、調書に封入された形跡が認められなかった。随意契約といえども財務規則に基づき適正に事務処理されたい。	指摘のあった日以降、再発しないよう、各係はもちろん支所全体で、決裁時に確認することを徹底し、財務規則に基づき適正に事務処理するようにします。	6月14日
	比内 総合支所	(指定管理業務について) 年間の事業報告書を条例または基本協定で定められている期日までに提出するよう指定管理者へ指導されたい。	市と指定管理者とで協議を行った結果、令和2年度分の事業報告書は、公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例に定められている60日以内に報告されるようになった。	6月16日
	福祉課	(指定管理業務について) 年間の事業報告書を条例または基本協定で定められている期日までに提出するよう指定管理者へ指導されたい。	指定管理者に対し、事業報告書を5月31日までに提出するよう指導し、令和2年度分は期日までに提出された。	6月17日
	子ども課	(指定管理業務について) 年間の事業報告書を条例または基本協定で定められている期日までに提出するよう指定管理者へ指導されたい。	指定管理者に対し、事業報告書を5月31日までに提出するよう指導し、令和2年度分は期日までに提出された。	6月17日
	長寿課	(指定管理業務について) 年間の事業報告書を条例または基本協定で定められている期日までに提出するよう指定管理者へ指導されたい。	指定管理者に対し、事業報告書を5月31日までに提出するよう指導し、令和2年度分は期日までに提出された。	6月17日
	健康課	(公金収納業務の委託契約について) 休日夜間急患センター医事業務における公金収納業務の委託について、地方自治法施行令第158条で定める委託業者の告示が行われていなかった。また、収入事務受託者証の交付が行われていなかったので、適正に事務処理をされたい。	令和3年度は公金収納業務の委託について、委託業者の告示を行ったうえで、委託業者に収入事務受託者証を交付した。	6月17日